

## 1 1 事故に伴う補償問題と支援対策

### (1) 国の取組

平成 23 年 4 月 11 日

文部科学省は、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、「原子力損害賠償紛争審査会」を設置（平成 25 年 3 月 28 日までに 31 回の審査会を開催）

7 月 29 日

「平成 23 年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」が成立

国は、同法に基づき、東京電力による本賠償が遅れるような場合に、東京電力が支払うべき賠償金の一部について仮払いを実施（9 月 21 日から受付開始）

福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の中小観光業者が受けた風評被害が対象

8 月 3 日 「原子力損害賠償支援機構法」が成立

8 月 29 日

原子力損害賠償紛争審査会の下に「原子力損害賠償紛争解決センター」を開設（9 月 1 日から和解仲介の受付開始、9 月 13 日から福島事務所（郡山）開設）

#### ・原子力損害賠償紛争解決センターの概要

原子力事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関である。

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置され、被害者の申立てにより、弁護士等の仲介委員が原子力損害の賠償に係る紛争について和解の仲介手続を行う。

9月12日

原子力損害賠償支援機構法に基づき、「原子力損害賠償支援機構」を設立

・原子力損害賠償支援機構の概要

大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行うことにより、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給等の確保を図ることを目的とする。

(主な業務)

①負担金の収納業務

機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。

②資金援助業務

原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。

・東京電力への資金交付状況

1兆4,695億円（H25.2.22第14回交付分まで）

③情報提供業務

損害賠償の円滑な実施を支援するため、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針

策定日	名 称	内容（賠償すべき損害の範囲等）
平成 23 年 4 月 28 日 (第 3 回審査会)	東京電力(株)福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針	政府指示等に伴う損害
5 月 31 日 (第 6 回審査会)	東京電力(株)福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針	いわゆる風評被害や避難生活等に伴う精神的損害等
6 月 20 日 (第 8 回審査会)	東京電力(株)福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補	精神的損害の損害額の算定方法
8 月 5 日 (第 13 回審査会)	東京電力(株)福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	賠償すべき損害と認められる一定の範囲の損害類型
12 月 6 日 (第 18 回審査会)	東京電力(株)福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補	自主的避難等に係る損害
平成 24 年 3 月 16 日 (第 26 回審査会)	東京電力(株)福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補	政府による避難区域等の見直し等に係る損害
平成 25 年 1 月 30 日 (第 30 回審査会)	東京電力(株)福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補	農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害

(2) 東京電力の取組

平成 23 年 4 月 15 日

避難による損害への仮払補償金の支払うことを決定

避難・屋内退避区域の市町村との調整を実施した上、申請書類の配布を開始

4 月 28 日

「福島原子力補償相談室」及び「補償相談センター（コールセンター）」を開設

5 月 31 日

農林漁業者が被った政府等による出荷制限等に係る損害に対する仮払補償金の支払いを開始

避難区域等に事業所を有する中小企業者が被った営業損害に対する仮払補償金の受付を開始

8 月 30 日

本補償に向けた取組みについて、補償基準やスケジュール等を公表

・ 中間指針で示された損害項目ごとの補償基準を策定

・ 9 月から請求書用紙等の発送・受付開始、10 月から支払い開始

9 月 21 日

法人及び個人事業主が被った損害に対する本補償に係る賠償基準（観光業の風評被害等）を公表

10 月 11 日

請求手続の改善に向けた取組みについて公表

・ 簡易的な補足資料の配布、請求書の作成に係るサポート体制の強化等

10 月 26 日

観光業の風評被害における賠償基準の見直し

11 月 24 日

本賠償における請求書類の改善および賠償基準の一部見直し等

・ 個人向け請求書類の改善

・ 避難生活等による精神的損害に対する賠償の見直し

・ 資金繰りの厳しい法人・個人事業主に対する概算払い

12 月 8 日

円滑な賠償金の支払いを目指す方策を公表

・ 請求内容の確認業務に従事する社員の増員、確認方法の運用改善等

平成 24 年

2 月 7 日

警戒区域内にある自動車の賠償を開始

2 月 28 日

自主的避難等に係る損害に対する賠償を開始

4 月 25 日

自動車の賠償における対象車両の追加等

指示区域の見直しに伴う不動産や家財等の賠償について検討状況を公表

6 月 29 日

法人及び個人事業主に対する賠償の見直し

・避難指示にともない損害が生じた事業に係る逸失利益の算定方法の変更等

7 月 24 日

避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施，本賠償における包括請求方式の導入等

8 月 13 日

旧緊急時避難準備区域等における早期帰還者・滞在者に対する精神的損害に係る賠償を開始

12 月 5 日

自主的避難等に係る損害に対する追加賠償

12 月 26 日

個人事業主及び中小法人に対する償却資産及び棚卸資産に係る賠償を開始

平成 25 年

3 月 25 日

農林漁業及び加工・流通業における風評被害の賠償対象の見直し

3 月 29 日

宅地・建物・借地権等の賠償に係る請求手続きを開始

個人の家財の賠償に係る請求手続きを開始

### (3) 県の取組

#### ア 福島原発事故補償対策室の設置

県では，東京電力(株)福島原子力発電所事故に係る補償相談等に対応するため「福島原発事故補償対策室」を設置した。

- ・設置日 平成 23 年 5 月 2 日
- ・体制 3 名（室長：政策審議室政策監（兼務），政策審議室職員 2 名）
- ・業務 損害賠償に関する相談対応，東京電力，国等との連絡調整等
- ・相談方法 電話相談：029-301-3200（平日 9 時から 17 時まで）  
029-301-5974  
（土日・休日及び平日の 17 時から翌日 9 時まで）  
面談相談：県庁舎 3 階県民相談センター相談室にて実施  
（平日 9 時から 17 時まで）
- ・相談実績 相談件数：329 件（平成 25 年 3 月 31 日現在）  
主な内容：賠償の手続，賠償対象になるかどうかの確認  
東京電力に対する要望 等

相談受付状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

単位：件

区 分		平成 23 年度 (5.2~3.31)	平成 24 年度 (4.1~3.31)	累 計
電話・ 面談	電 話	256 ( 88%)	33 ( 89%)	289 ( 88%)
	面 談	35 ( 12%)	5 ( 13%)	40 ( 12%)
	計	291 (100%)	38 (100%)	329 (100%)
地域別	県 内	253 ( 87%)	30 ( 78%)	283 ( 86%)
	県 外	21 ( 7%)	4 ( 11%)	25 ( 8%)
	不 明	17 ( 6%)	4 ( 11%)	21 ( 6%)
	計	291 (100%)	38 (100%)	329 (100%)
相談者 内 訳	一般個人	51 ( 18%)	7 ( 19%)	58 ( 18%)
	農林水産業者	68 ( 24%)	16 ( 42%)	84 ( 25%)
	事 業 者	129 ( 45%)	10 ( 27%)	139 ( 42%)
	団 体	21 ( 7%)	1 ( 3%)	22 ( 7%)
	自 治 体	10 ( 3%)	2 ( 6%)	12 ( 4%)
	そ の 他	5 ( 1%)	2 ( 6%)	7 ( 2%)
	不 明	7 ( 2%)	0 ( 0%)	7 ( 2%)
	計	291 (100%)	38 (100%)	329 (100%)
相 談 内 容	原子力損害賠償制度の概要	13 ( 3%)	0 ( 0%)	13 ( 3%)
	原子力損害賠償紛争審査会(指針等)	21 ( 6%)	0 ( 0%)	21 ( 5%)
	賠償に係る手続き	172 ( 47%)	16 ( 43%)	188 ( 47%)
	補償の対象になるかどうかの確認	80 ( 22%)	4 ( 10%)	84 ( 21%)
	東京電力関係	22 ( 6%)	10 ( 27%)	32 ( 8%)
	要望関係	6 ( 2%)	0 ( 0%)	6 ( 2%)
	そ の 他	50 ( 14%)	8 ( 22%)	58 ( 14%)
	計	364 (100%)	38 (100%)	402 (100%)
重複あり				

## イ 説明会の開催

業界団体や市町村等の職員を対象として、国の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針や東京電力の補償基準についての説明会を開催した。

### ①東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に関する説明会

- ・日 時 平成 23 年 8 月 12 日 13:30～15:00
- ・場 所 茨城県庁講堂
- ・説明者 文部科学省研究開発局原子力損害賠償対策室次長  
松浦重和氏
- ・出席者 223 名（47 業界団体職員 78 名，43 市町村職員 99 名，  
県職員 46 名）

### ②福島原発事故による原子力損害の補償に関する説明会

- ・日 時 平成 23 年 9 月 9 日 10:30～12:20
- ・場 所 茨城県庁講堂
- ・説明者 東京電力職員
- ・出席者 241 名（68 業界団体職員 104 名，38 市町村職員 97 名，  
県職員 40 名）

## ウ 東京電力に対する申し入れ

東京電力社長等が謝罪のために来庁した際に、各団体代表との面談の場を設定し、各団体とともに迅速かつ適切な賠償等について申し入れを行った。

### ①東京電力鼓副社長との面談

- ・日 時 平成 23 年 7 月 4 日 14:30～16:30
- ・場 所 茨城県庁災害対策室
- ・出席者 ・知事（申入書手交）  
・茨城県議会議長，北茨城市長，河内町長，茨城県農業協同組合中央会会長，茨城沿海地区漁業協同組合連合会代表理事長，茨城県経営者協会副会長，茨城県観光物産協会副会長，茨城県 PTA 連絡協議会会長

### ②東京電力西澤社長との面談

- ・日 時 平成 23 年 8 月 25 日 10:00～10:50
- ・場 所 茨城県庁庁議室
- ・内 容 ・知事（申入書手交）

- ・茨城県議会議長，北茨城市長，河内町長，茨城県農業協同組合中央会会長，茨城沿海地区漁業協同組合連合会代表理事長，茨城商工会連合会会長，茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長

東京電力に対する申入内容（損害賠償の部分抜粋）

日 付	内 容
H23. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の原子力事故に係る損害については，被災者が一日も早く元の生活に戻るよう，相当因果関係が認められる全ての損害を補償の対象とし，次のとおり対応すること。</li> <li>(1) 政府等の指示による農畜水産物の出荷制限・出荷自粛分については，2分の1の仮払いに止まらず，早急に全額を支払うこと。</li> <li>(2) 農畜水産物に係るいわゆる「風評被害」については，原子力損害賠償紛争審査会の第2次指針に沿って，早急に十分な補償を行うこと。</li> <li>(3) ホテル，旅館，土産物店，ゴルフ場などにおける観光被害や外国人の本県回避による各分野における損害などについては，イメージダウンによる今後の影響なども踏まえ，できるだけ前広に補償すること。</li> </ul>
H23. 8. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の原発事故に係る損害については，原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」に明示された損害はもとより，今回の原発事故と相当因果関係が認められる損害については全て賠償の対象とし，2分の1の仮払いにとどまらず，賠償金全額を早急に支払うこと。</li> <li>・ 風評被害による農畜水産物の価格下落や買い控えによる損害について早急に十分な賠償を行うこと。また，ホテル，旅館，土産物店，ゴルフ場，海水浴場などにおける風評被害や外国人の本県回避による損害などについては，イメージダウンによる今後への影響なども踏まえ，できるだけ前広に賠償すること。</li> <li>・ 損害賠償に当たっては，原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」に基づく損害賠償と「原子力事故被害に係る緊急措置法」に基づく仮払いと相互の連携を図り，請求額の早急な支払を行うこと。</li> </ul>

エ 国に対する要望

国に対して，迅速かつ適切な賠償等について要望を実施した。

オ 商工団体等に対する県の取組

東電への損害賠償請求は各事業者が直接行うこととしているが，県で

は、商工団体等と協力のうえ、説明会の開催により情報提供を行うなど、補償が速やかになされるよう努めた。

説明会は、観光業者や市町村・市町村観光協会、商工団体を対象として、国の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針や東京電力の補償基準等を内容として開催した。

○東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に関する観光事業者等説明会

- ・日 時 平成 23 年 8 月 31 日 13:30～15:00
- ・場 所 茨城県立歴史館 講堂
- ・内 容 中間指針及び補償の準備状況について
- ・説明者 文部科学省原子力損害賠償対策室次長 松浦重和氏  
東京電力(株)福島原子力被災者支援対策本部福島原子力  
補償相談室地域相談グループマネージャー 橘田昌哉氏
- ・出席者 140 名（観光事業者 46 名，市町村・市町村観光協会 51 名，  
市町村商工会・商工会議所等 33 名，県 10 名）

カ 東京電力に対する県分の損害賠償請求

原発事故により本県が被った損害について、東京電力に対し、平成 24 年 6 月 1 日に賠償請求を行い、協議を実施している。

その一部について支払を受けている。

(平成 25 年 3 月末現在)

請求額	支払額	支払率
9.2 億円	1.5 億円	16.5%

※ 主な請求内容

- ① 県が被災者支援のために負担した経費  
放射線等測定費，風評被害対策費，下水道事業経費，上水道・工業用水道事業経費 等
- ② 事故と相当因果関係が認められる県の減収分  
農産物売払収入の減収，県施設入場料等の減収 等

#### (4) 商工団体の取組

経済 4 団体（茨城県経営者協会，茨城県商工会議所連合会，茨城県商工会連合会，茨城県中小企業団体中央会）の共催により，東京電力株式会社を招き損害賠償請求手続きの説明会を開催するとともに，賠償請求に関する個別相談会を開催した。

また，風評被害等に関する相談については説明会や個別相談会実施後も随時個別に受けている。

##### ①説明会

- ・ 日 時：平成 23 年 10 月 11 日から 14 日（4 日間）
- ・ 場 所：県内 6 会場  
（日立市，鹿嶋市，つくば市，那珂市，稲敷市，水戸市）
- ・ 出席者数：842 名

##### ②個別相談会

- ・ 日 時：平成 23 年 10 月 17 日から 11 月 11 日の間（延べ 18 日間）
- ・ 場 所：県内の商工会議所・商工会の事務所 52 会場
- ・ 出席者数：682 名

#### (5) 農業・水産団体等による補償請求

県内の農林水産業者は，原発事故の影響による農畜産物の出荷制限・自粛や漁業者に対する休漁の措置に加え，本県産農林水産物が消費者及び市場・流通関係者から忌避される風評被害が生じるなど甚大な損害を被った。

農林水産業者が個別に損害賠償の請求や和解等の交渉を行い，早期に賠償を受けることは困難であることから，農業・水産団体等は，農林水産業者の生活を守るため，平成 11 年 9 月の JC0 臨界事故を教訓に一括して交渉・請求する体制の構築にいち早く着手した。

農畜産物については，JA グループ茨城（JA 茨城県中央会，JA 全農いばらき等）が，市場などからの受託拒否，返品等の事実確認や，損害の証拠資料の保存，整理について出荷者への周知を行うとともに，県・市町村と連携した一括請求体制の構築を図った。

水産物については，県内漁業関係団体が結束し，水産物については茨城沿海地区漁業協同組合連合会（以下，「沿海地区漁連」という）が，水産加工品については茨城県水産加工業協同組合連合会（以下，「県水産加工連」という）が一括請求することとした。

これらの取り組みの結果，全国に先駆けて，農畜産物については事故発

生から 48 日後に、水産物については 68 日後に第 1 回目の請求を行うに至った。

#### ①農畜産物

平成 23 年 3 月 20 日

JA グループ茨城は、県内の農業協同組合（以下「農協」という。）に対し、取引先からの受託拒否、返品があった場合、記録、報告するよう通知した。

4 月 12 日 JA グループ茨城と県は連携して、茨城県福島原発事故農畜産物損害賠償対策協議会（以下、「県協議会」という。）を設置し、農畜産物の損害賠償を一括請求することを決定した。

4 月 19 日 損害賠償を行うにあたり、各市町村段階での農業者支援が不可欠なことから、県協議会は県を通じて、各市町村に市町村協議会の設立要請を開始した。その結果、4 月 25 日に行方市が設立したのを皮切りに、各市町村において市町村協議会が順次設立され、以降 7 月 4 日までに県内全市町村において設立された。

4 月 25 日 県協議会は総会を開催し、27 農協、畜産団体などを構成員に加えるための設置運営要領の改正を決議した。なお、組織再編により、県協議会名称を「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会」に改めた。以降、茨城県青果物卸売市場協会、茨城県農業法人協会などが順次、構成員に加わる。また、県協議会は、県協議会の実務を担う事務局として、JA 茨城県中央会 5 名、JA 全農いばらき 3 名、茨城県の職員 2 名による「損害賠償対策室」を設置した。

#### ②水産物

平成 23 年 3 月 19 日

沿海地区漁連の働きかけにより、県内漁業関係団体が集結し、東北関東大震災対策本部会議が開催され、水産物は、沿海地区漁連が一括請求、水産加工品は、茨城県水産加工業協同組合連合会（以下、「県水産加工連」という）が一括請求することとした。

### ③請求・支払状況

農畜産物については、平成 23 年 4 月 28 日に県協議会が全国に先駆けて東京電力に対して第 1 回請求を行い、以降月ごとに請求額をとりまとめ、概ね毎月末に請求している。これに対し東京電力は 5 月 31 日に第 1 回請求額の一部の支払いには応じたものの、順次請求が追加されている状況もあり以降支払は遅延していった。県協議会は再三にわたり早期全額支払を東京電力に対し強く求めた結果、平成 24 年 9 月以降、支払率は 9 割を超えるようになった。

水産物については、平成 23 年 5 月 18 日に沿海地区漁連が全国に先駆けて東京電力に対し第 1 回請求を行い、以降概ね毎月請求している。これに対し東京電力からは 5 月 31 日に第 1 回請求額の一部が支払われ、それ以降も順次支払われた。

水産加工物については、平成 23 年 11 月 8 日に県水産加工連は東京電力に対し第 1 回請求を行い、東京電力からは 12 月 15 日に支払われた。その後第 2 回請求を 24 年 3 月 5 日に実施し東京電力から支払いを受けている。

#### ・平成 25 年 3 月末現在の支払状況

農畜産物については、県協議会が東京電力に対し、22 回にわたり約 404 億円の請求を行い、東京電力からは約 389 億円の支払いを受けている。(支払率 96.3%)

水産物については、沿海地区漁連が、22 回にわたり約 194 億円の請求を行い、東京電力からは約 193 億円の支払いを受けている。(支払率 99.3%)

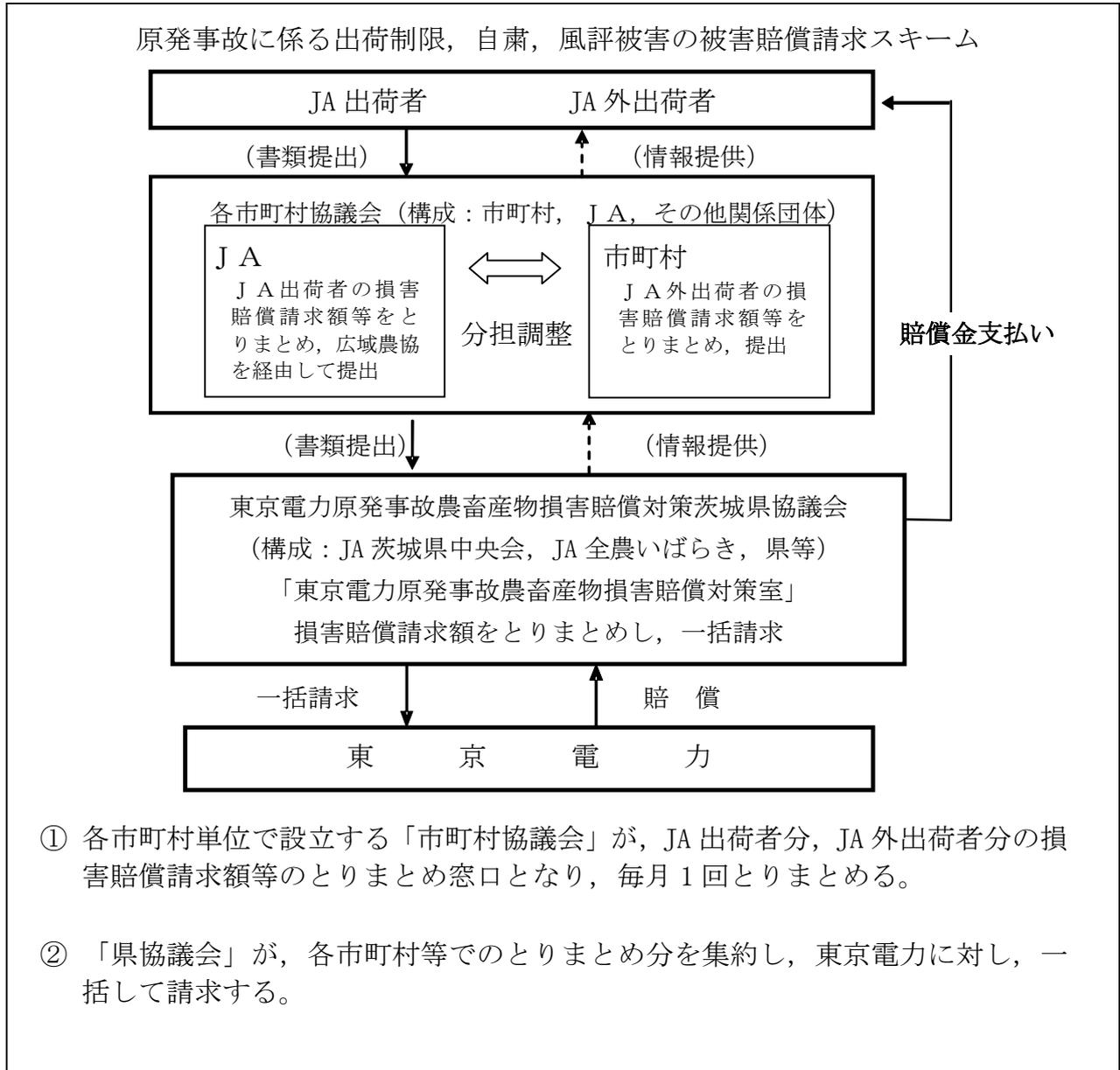
水産加工品については、県水産加工連が、6 回にわたり約 76 億円の請求を行い、東京電力からは約 74 億円の支払いを受けている。(支払率 98.1%)

霞ヶ浦、北浦、内水面の組合については、14 回にわたり約 1.5 億円の請求を行い、東京電力からは約 1.5 億円の支払いを受けている。(支払率 99.7%)

#### 農業・水産団体等による補償請求支払状況（平成 25 年 3 月 30 日現在）

	請求数計（回）	請求額計（億円）	支払額計（億円）	支払率（%）
県協議会	22	404	389	96.3
沿海地区漁連	22	194	193	99.3
県水産加工連	6	76	74	98.1
霞ヶ浦・北浦 内水面	14	1.5	1.5	99.7

(参考) 農業団体等による補償請求体制



## —原発事故と損害賠償の立上げ—

3.11の震災が起こり一週間が過ぎた3月17日金曜日の夕方、JA全農いばらきの川津副本部長から「明日全農に来てくれ」との電話が入った。

翌日行くと、柴田本部長以下幹部と郡司彰農水副大臣がいた。

既に報道されていた原発事故への賠償についての第1回の会合である。1日続いた。

その後4月1日、全農いばらきの隣にある県営農支援センターの小部屋に役員就任前で参事付になっていた私と林さんがいた。

県損害賠償対策室の暫定設置初日である。

机と請求調査様式案とJCO東海事故の資料しかない。

JA茨城県中央会2人、JA全農いばらき半専従3人、半月後県からの2人の専従により月1回の説明会、請求取りまとめが始まった。

4月28日の全国初第1回東電請求まで怒涛のタイムレースだった。

林、大和田、海老沢、佐藤、石井、杉本の同志は良く耐えた。

補佐役で、深谷電算部長が電算処理を毎日来て請け負った。

今回の成功の功労者は、彼ら専従者以下の各所の事務屋であろう。

次に、いち早く農水、内閣府まで根回しをし、簡便な農家被害調査兼請求様式を作ったJA全農いばらき、次に、東電に破産法の適用をぶつけた久保利弁護士、交渉で仮払いを引き出した加倉井会長、支援法を作った福島、梶山他国会議員、他にも貢献者は数多い。

被害者は農家であった。

「我々は何も悪いことはしていない。何故被害を受けるのか。事故を起こした者に責任を取らせる」そうつぶやきながら長い闘争を勝ち抜いた。

## －出荷停止・風評被害の損害賠償請求－

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と大津波による東京電力福島第 1 原発事故を受け、4 月 1 日の定期人事異動で、東京電力に対する本県農畜産物の出荷停止および風評被害の損害賠償請求事務の特命を受けた。

放射能漏れという前代未聞の事故のため暗中模索をしながらの取り組みとなったが、県、J A 全農いばらきと本会（J A 茨城県中央会）が連携を密にしながら迅速な対応につとめた。

最初に取り組んだことは、本県の損害賠償請求のスキームづくり、そして「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会」の体制づくりであった。

特に、J A の組合員出荷者ばかりでなく、本県全ての生産農家（出荷者）を対象としたスキームを創り上げ、“オール茨城”で本県農家が一丸となって請求する体制を整えることに心掛けた。

また、具体的な請求事務を進めるにあたっては、東京電力に対し、いかに納得性のある客観的な疎明資料にもとづいた請求事務をおこなうかを念頭に検討を重ねた。

その結果、出荷制限品目については直近の販売価格、出荷制限品目以外については前年同期の J A 全農いばらきの単価を活用した適正な算出根拠による県統一の基準単価を設け請求額を算出した。

さらに、本会の E D P S である総合情報システムの青果物精算事務システムを活用し、組合員農家はもとより、全農家に対して賠償金の貯（預）金口座への振込みまで連動した請求事務システムを構築することができたことは、その後の事務の効率化・迅速化につながった。

以上、本県農畜産物損害賠償対策の立ち上げから初期の段階（4 月から 6 月末までの 3 ヶ月間）を担当した一員として、その後の円滑な請求事務が継続していることに感謝を申し上げます。

## 体験談 29

### J A 茨城県中央会 県域営農支援センター 矢口達弥

－茨城農畜産物の信頼回復、賠償金の早期獲得－

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第 1 原発事故当時、私は、県農政企画課技術普及室に所属していた。この事故の直後からこれまでの業務が一変して、農産物の放射能検査と、生産者や消費者からの問い合わせに対する相談窓口を担当することになった。

事故直後は、放射能に関する知識が不足しており、JCO 事故の経験から発電所の周辺地域の被害に留まると考えていた。ところが、3 月 16 日に福島県に近い市からねぎ、ホウレンソウを採取して、簡易測定器で検査したところ高い放射線が検出された。

ここで初めて、今回の事故が放射線漏れではなく、放射性物質が広い範囲に拡散したことが判った。

その後、県では、県内の農産物のサンプルを採取して、茨城県環境放射線監視センターなどに持ち込み、ゲルマニウム半導体検出器で測定し、検査結果を直ぐ公表する体制をとった。

また、国が定めた暫定基準値を上回ったものについては、国から出荷制限、県から出荷自粛がだされた。放射線量が基準値を上回った農産物を市場から隔離し、検査結果を全て迅速に公表したことで、風評被害の拡大が抑えられ、生産者や消費者に一定の安心感を与えることができたと考える。

生産者や消費者からは、放射能に関する問い合わせの電話が事故後 3 週間は、毎日 100～200 件あった。生産者からは、「市場から出荷を断られた。」「風評被害で価格が安くなった。」「これから農業ができなくなるのではないか。」「損害は補償してもらえるのか。」といった切実なものであった。

また、消費者からは、「茨城の農産物を食べて大丈夫か。」といった不安の声が多かった。これらの問い合わせに、職員が交代しながら 24 時間体制で対応した。

検査を開始して 2 週間が経過したころから、次第に放射線量が減少していった。特にヨウ素 131 は半減期が 8 日と短いこと、セシウム 137 は 30 年であるが、根からの吸収がほとんどないため、ホウレンソウなど新たに展開した葉から検出される量は少なかった。それを受けて、出荷制限解除に向けた検査が国の指示のもと実施されることになり、出荷制限（自粛）解除の道筋ができた。

県の人事異動が震災の影響で、異例の 4 月 16 日となり、私は、J A 茨城県中央会（以下中央会）県域営農支援センター農業経営対策室に出向することになった。そこでの最初の業務は、損害賠償関係であった。

J A グループ茨城では、原発直後から損害賠償請求を前提に、対策室を立ち上げ、損害賠償対策全国協議会（全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会等）と連携して、4 月 12 日の中央会理事会で承認を得て、県内 26 J A と 5 連合会を会員とする「茨城県福島原発事故農畜産物損害賠償対策協議会」を設立していた。

その後、4月25日に第1回県協議会総会が開催され、JA関係以外に県内の請求権のある全ての農家、関係団体を網羅するため、県や酪農業協同組合連合会が新たに会員に加わり「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会」に改組された。まもなく地方卸売市場協会や畜産農業協同組合連合会、家畜商業協同組合、農業法人協会など関係団体が加入した。

私の当初の業務は、損害賠償請求体制をJAグループ、県農業政策課と連携して早急に整備することであった。東京電力は、請求受付の準備が整わず、県協議会に請求業務に関して全面委託をしてきた。

最初に、生産者からの請求の受付窓口となる市町村協議会（市町村、JA等）の設立を進め、JA出荷者はJA窓口で、JA出荷者以外は市町村窓口で受け付けが開始できるようにした。

次に、損害賠償請求方法について、中央会、JA全農いばらき（以下全農）と内容を詰めていった。請求の様式の作成にあたっては、様々な生産者のことを考え、簡単に記入でき、汎用性の高いもの、証拠書類については必要最小限とすること。また、賠償金額の算出には、裁判を想定して、客観的にみて正当性があり、明確な根拠に裏付けされたものが求められた。

そのため、損害賠償対象を①生産者段階で廃棄処分したもの、②販売先からの返品、販売額が減少（価格下落）したもの、③その他発生した損害の3つに分類して請求をおこなうこととした。

価格については、出荷制限となったハウレンソウ、パセリは原発事故前の直近の市場単価とし、出荷制限品目以外については、前年同期の全農県本部の単価を基準単価（一部契約取引などの場合は独自単価も認める）とした。また、圃場廃棄した場合の数量は、県耕種基準の標準収量を基準数量（収穫途中のものは残りの期間で算定した数量）とした。

卸売会社、直売所、出荷組合の損害賠償対象については、①手数料損失額、②その他発生した損害の2つに分類し、手数料損失額は、平成23年の手数料と平成22年の同期の手数料の差額とした。

請求内容の確認作業については、数万人の請求者が想定されたことから、県協議会での確認作業は困難であると判断し、市町村協議会での受付時に行うこととした。そのため、4月25日から農林事務所、市町村、JA単位での説明会を実施した。また、5月の連休明けには「農畜産物損害賠償事務手続きの手引き」を作成し配布した。短期間での資料づくりに大変苦労したが、これによって、JAや市町村を窓口とした損害賠償請求の受け付けを順調に開始することができた。

請求方法が決まると、中央会総合情報部が中心となり、これらの請求・支払業務のシステム開発が行われた。このシステムは、総合情報システムの「青果物精算事務システム」を活用し、組合員農家はもとより、全農家に対する請求から賠償金の口座振込みまでを連動させるもので、事務の効率化・迅速化につながった。その後、改良を重ねて留保金の管

理から精算までできるようにした。

4月28日には、このシステムを使って、全国に先駆けて第1回請求として、原乳とJA出荷者の価格下落分の請求を実施した。市町村からの請求も5月27日の第2回請求から実施できるようになった。

支払いについては、文科省の「原子力損害賠償紛争審査会」の第二次指針（5月31日）において、茨城県を被害区域とし、出荷制限品目と併せて、その他の農畜産物の風評被害も補償の対象とすべきとしたことから、5月31日に第1回請求分の請求額の1/2が仮払いとして東京電力から支払われた。

東京電力への請求及び交渉については、全国協議会が契約した弁護士が代理人としてあった。その弁護士委託料については、各県が請求額に応じて負担することになったが、時間制報酬（タイムチャージ方式）を採用したことで、かなり節約することができた。

そのため、請求者から弁護士等の事務経費として請求額の1%を留保していたが、そのなかで十分賄うことができた。その後、留保金については、70%の精算率で請求者に払い戻しされた。

野菜・果実・花き（芝を除く）については、6月になり市場価格が概ね回復し、原発事故との因果関係を立証することが難しいことから、県協議会では、請求対象を5月末までの出荷分までとして終了した。ただし、契約栽培のため回復が遅れているもの、中国人研修生の帰国により作付けできないものについては11月までの延長措置がとられた。

肉牛については、3月～6月販売分については、県独自の価格下落方式で請求を行っていたが、汚染された稲わらを食べた肉牛から基準値を超える放射性物質が検出され被害が17道県に及んだことから、7月以降の販売分については、全国協議会が定めた原価積上方式に常陸牛など銘柄加算を加えた請求方法に変更することになった。

その後、平成24年8月以降の販売分からは、検査結果からも安全が確保され、風評被害も収まってきていることから、出荷制限があった4県を除く茨城県を含めた13道県で統一した価格下落方式に移行した。

原木しいたけについては、19市町から基準値を超えるが検出されたことから、50ベクレル以上のほだ木を処分したことによる損失、ほだ木の処分経費、ほだ木を確保できないことによる逸失利益、ほだ木を確保するための掛かり増し経費などの損害を東京電力が直接窓口で対応することになった。

また、それ以外の生産者のしいたけの廃棄、風評被害による損害については県協議会が対応することとした。

お茶については、県内全域に出荷制限が出され、廃棄分、茶樹の放射性物質低減対策（深刈り等）による減収分、出荷制限解除後の風評被害による損害について、猿島茶、奥久慈茶、古内茶など産地ごとに基準単価、収量を定めて賠償請求をおこなった。

玄そば（23年産）については、農業者戸別所得補償制度により収入がある程度まで補償されることから面積が拡大したことで、生産過剰となり価格が大幅に下落した。特に茨城

県の常陸秋そばは、福島に近いことから下落幅が他の産地より大きかった。

そこで、請求にあたり、平成 22 年産の茨城県産の平均価格に、そばの主力産地で原発の影響のない北海道産の価格下落率を掛けて基準単価を算出して、23 年産の販売価格との差額を損害とした。

その他、芝、牧草、観光果樹、タケノコ、干いもなどについても、同様に、県協議会事務局と全農県本部、県関係課、生産者団体等が請求方法について検討し、東京電力との事前協議を重ねた上で、統一した基準のもと統一した様式で請求する団体請求方式を行った。

県協議会が団体請求方式で請求したことで、東京電力は、全ての請求者の確認作業を行わずに、サンプル抽出による確認作業のみで支払いに応じた。こうしたことが、支払いを早める結果に繋がったと考える。

ところが、平成 24 年 7 月に東京電力に国の公的資金が投入され、実質国有化されたことで、「原子力損害賠償支援機構」による審査が厳しくなつてからは、審査されるサンプルリング数も増え、また、不明な点があれば、それに関する証拠書類が求められた。さらに、現場での個別の査定交渉も行われることもあり、支払いが急速に遅れていった。

特に第 6, 7 回請求の残金 10%分については、請求から支払いまで 2 年を要し、それ以降の第 8 回以降の J A 等の事業損失請求分については、この第 6, 7 回の精算が済んでないことを理由に支払いが先送りされた。

こうした支払いが遅れている状況を解消するため、東京電力から請求金額の半分以上を仮払いする方式が提案された。しかし、県協議会では、断固拒否して本払いによる早期支払いを求めた。仮払い方式を受け入れた県もあったが、最後まで、残りの部分が支払われないで、本払い方式以上に支払いが遅れる結果となった。

県協議会の事務局体制については、事務局を中央会に置くとしたが、当初 3 ヶ月間は、事務所を農機総合センター（茨城町栗林）内に構えた。当時は、一刻も早く損害賠償を請求することが求められたため、体制より実務優先で、中央会、全農県本部、県職員が立場を超えて自由に議論しながら、それぞれの役割のなかで業務を必死にこなしていた。

平成 23 年 6 月からは、J A 会館（水戸市梅香）に事務所を移転して、損害賠償対策室として室長（全農）、次長（中央会）、職員（県 2 名）、準職員（3 名）の 7 人体制となった。

平成 24 年度からは、茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター内の部署となり、室長は農業経営対策室長（中央会）が兼務し、嘱託職員（1 名）、準職員（5 名）の 7 人体制となった。

平成 25 年度からは、請求品目、請求金額の減少に伴い、損害賠償対策室を閉鎖して、農業政策推進室（新設）の業務の一部となり、室長（中央会）が兼務し、嘱託職員（1 名）、準職員（2 名）の 4 人体制に縮小して業務を引き継いだ。

事務局では、毎月の東京電力との交渉と合意、賠償金の請求と支払いといった定期的な業務のほか、新たな請求品目の請求様式の検討、請求取り下げによる東京電力への返金処理や留保金の精算といった不定期な業務もあった。

また、取り扱う金額が高額であることや、請求者から支払いが遅れていることに対する苦情の電話への対応など、職員にとって精神的負担が大きかった。しかし、請求者からの感謝の声や、県協議会会員の理解と協力により、事務局の仕事をこれまで続けることができた。

原発事故当初は、放射能汚染によって茨城農業がどうなってしまうのか。また、農家の倒産が続出するのではないかといった強い不安と危機感があった。それを農業者とともに県、市町村、JAグループなど関係機関・団体が共有化し、その危機的困難に、それぞれの立場で精一杯立ち向かったことが、茨城農畜産物の信頼回復、賠償金の早期獲得による経営危機からの脱却に繋がったと考える。単に時間が解決してくれた問題ではない。

原発事故から2年以上が経過し、請求品目、請求金額が減少するなかで、損害賠償業務は縮小されていくが、一部には、風評被害による価格下落が続いているのも事実である。

東京電力では、現在、県協議会が団体請求している品目以外については、相談窓口が充実してきていることから、個別に対応していく考えでいる。県協議会としても引き続きできる限りの支援をしていきたい。

以上、本県農畜産物損害賠償対策の立ち上げから平成25年7月現在までを担当した一員として、これをもって後世に残したい私の体験談とさせていただきます。